

# 夜間・早朝等加算/休日加算

当院は、

月・水・金曜の9:30～11:30、14:30～18:00

火・木・土曜の9:30～11:30を診療時間と定めています。

厚生労働省の規定により、平日18:00以降・土曜日12:00以降は  
夜間・早朝等加算が適用されます。

前述の診療時間外の時間帯で診療を行った場合には、  
休日加算が適応されます。